

リヒテンシュタインにおけるコロナ証明書の適用拡大について（2021年9月15日以降有効）

【ポイント】

- 9月9日、リヒテンシュタイン政府は、コロナ証明提示義務の適用対象拡大及び公共施設におけるマスク着用義務の再導入等を内容とする追加的感染防止措置を決定しました。
- 今回の措置は、9月15日から有効です。

【本文】

今回発表された追加的感染防止措置は、以下のとおりです。

1 コロナ証明提示義務の適用対象拡大

(1) 9月15日以降、飲食店、バー、ディスコ、ダンスホール、文化・レジャー施設及びスポーツ施設の屋内空間でのコロナ証明提示が義務となります。ただし、16才未満の子供、宗教上の行事、葬儀及び私的イベントについては対象外です。

屋外空間においては、主催者の判断によりコロナ証明の提示を求めることが認められます。コロナ証明提示を導入しない場合には、グループ間の距離確保又は有効な衝立の設置などが義務付けられます。

(2) 50人を超えるイベントの開催については、参加者によるコロナ証明の提示が必要となります。

(3) 証明書の確認については、スイスの専用アプリ(COVID Certificate Check)を使用します。

(4) この決定に対し、義務に違反する事業者については、最大1万フランの罰金が科される可能性があります。故意に提示義務を守らずに対象施設に入場した者についても罰金の対象となる可能性があります。

2 職場におけるコロナ証明の確認

職場については、雇用者が従業員のコロナ証明書所持を確認することが可能となります。

3 マスク着用義務の再導入

公共施設については、マスク着用が義務付けられます。ただし、12才未満の子供や健康上の理由によりマスクを着用できない人等については対象外です。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://medienportal.regierung.li/Medienmitteilungen/Detail/228288>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : +41 31 300 2222

Fax : +41 31 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>